

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 24 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530783

研究課題名(和文)大都市における単身の要援護状態にある低所得高齢者が必要とする支援に関する研究

研究課題名(英文) Study on support for low income elderly one-person households in need of assistance in a Large Urban Area

研究代表者

原田 由美子 (Harada, Yumiko)

京都女子大学・家政学部・准教授

研究者番号：60342292

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：低所得の単身の男性高齢者において、孤立死や自殺者の増加などの深刻な問題が、大都市において表面化している。彼らは、心身の状況は介護を必要とするほどではないが、相談・助言、見守り、金銭管理、服薬管理、健康的な生活を送るための助言、手段的生活行為を取得するための、一緒にする支援が必要である。地域に受け入れられて生活するためには、代替だけでなく一緒にすることで自立を促すケアワーカーとコーディネーター機能を担う専門的知識、技術を持つ支援者が求められる。

研究成果の概要(英文)：Suicides and isolated deaths are a serious problem among low-income elderly males in large urban areas. These subjects do not need mental and physical care; instead they require consultation, advice, and support so as to enable them to perform such tasks as managing their money and medicines, and so on. Thereby they will live in the community with a healthy independent life. A caregiver who is able to meet these requirements is needed to increase these subjects' will to live.

研究分野：社会科学

キーワード：貧困 低所得 社会的排除 差別 生活力 地域包括ケア 互助システム 生活支援

1. 研究開始当初の背景

今日、貧困問題は、国の貧困率の公表に見られるように、重要な政策課題となっている。また、2030年には、単独世帯数は全世帯の約40%：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（H20年3月）」低所得（生活保護世帯の40%超が高齢世帯：平成19年厚生労働省統計）の要援護状態（2025年には、要介護者約755万人の認定者数：厚生労働省推計）にある高齢者の生活問題は、喫緊の課題である。限界集落など、過疎地の高齢者問題は深刻であるが、高齢者の大多数は都市部に居住している（東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉の上位5都府県で人口の約35.1%を占めており、実数は膨大：総務省統計より試算）。そして今後団塊の世代が後期高齢者となり80歳を過ぎれば30～40%は要介護状態になり、更に深刻化すると考えられる。このような課題に先駆的に取り組んでいるのが、路上から脱却した高齢・要介護の元ホームレスを始め身寄りのない人々への支援を展開してきたNPO法人をはじめとする団体である。

家族によって担われてきた機能が低下、あるいは継承できない状況が、経済的困窮に加え、単に家がない「ハウスレス」状態ではなく、家庭としての機能をも失った「ホームレス」状態が抱える問題の困難さである。また、多様な生活課題を抱えた要援護世帯に対する支援は、経済保障はもとより、生活上の諸困難を解決または改善するための多様な支援が求められる。

2. 研究の目的

本研究は、大都市に暮らす単身の要援護状態にある低所得高齢者の生活実態と生活を切り盛りする力、現に行われている支援とその課題を明らかにすることを目的とした。それにより、今後増加し続けると推測されている単身者や生涯未婚男性の増加することで惹起する問題を先駆的に把握すること今後求められる支援のあり方についても検討することであった。

3. 研究の方法

(1) 研究方法として、先行調査の二次分析を行い、我が国の高齢者の実情や低所得者対策等を把握し、調査を実施した。調査方法は、ホームレス支援をきっかけとして、社会的入院を余儀なくされていた人、地域で孤立し、自力では生活できなくなった人などへの支援を継続して行っているホームレス支援全国ネットワーク（以下全国ネットワーク）に加盟している団体で、東京都23区、政令指定都市において100名以上の人たちへの支援を組織的に行っている団体に調査協力を依頼し了解を得た団体を対象とした。理由は、制度上の支援対象でない単身の低所得者の補足が困難であること、ある程度の人数を確保することはさらに困難なためである。

(2) さらに量的調査であるアンケート調査で抽出された問題を、個々の高齢者の生活歴や職歴、貧困に至る要因についてインタビュー調査を行い分析した。

(3) 加えて、都市化に伴う都市への人口集中と少子高齢化が著しい韓国の実情と取り組みを検討した。

なお、本研究では、低所得高齢者を60歳以上¹⁾²⁾の生活保護レベルとした。

(4) 倫理的配慮

研究にあたって、国内調査は、京都女子大学臨床研究倫理審査委員会の承認を得て、韓国調査は中部学院大学倫理委員会の承認を得て実施した。

4. 研究成果

(1) 単身の要援護状態にある低所得高齢者の概要と実態

量的調査は、2012年11月～2013年1月に実施、調査票を各団体に計650部を郵送し、返送されたのは418名分で回収率は、64.3%であった。

男性が93.5%、女性6.5%で、平均年齢が68.6歳、最年長が90歳で中央値は68歳であった。75歳未満合計81.6%が前期高齢者である。10年後にはこれらの人たちがこのまま定着すると後期高齢者が増加する。

職歴や生活歴では、最長職が、土木・建設40.7%、運輸8.4%と続き、営業・販売8.1%で、これらの仕事は、転勤や飯場ごとの移動など、一か所に定住することが少ない職種である。

結婚歴については、未婚者が163人39%、事実婚を含め結婚歴有りは243人で、離婚44.5%、死別5.5%であった。

生活状況では、住まいが地域のアパート45.0%、無料低額宿泊所40.4%、有料老人ホーム等3.4%、その他は9.3%であり、前の生活場所では、アパート居住者が107名であ

1) 低所得の定義は定まっていない。行政サービスを受ける際の基準として前年度の住民税が非課税世帯とする場合、世帯の合計可処分所得を世帯人員数で調整した一人当たり可処分所得（等価可処分所得）中央値の50%以下で生活する人々とする場合などがあるが、小林成隆、西川義明による「わが国における低所得の定義を巡って～市町村民税非課税者等という基準の妥当性～」によると、貧困線 生活保護基準 均等割課税最低限 市町村民税非課税者と定義づけることができるとしている。本研究では生活保護レベルとした。

2) 自殺者や孤立死の発生件数は、60代がもっとも多く、次いで50代となっている。東京都監察医務院金涌佳雅、谷藤隆信、阿部伸幸、野崎一郎、森晋二郎、舟山真人、福永龍繁、東京都23区における孤独死統計（20～23年）、金涌佳雅、谷藤隆信、阿部伸幸、野崎一郎、青柳美輪子、落合恵理子、森晋二郎、舟山真人、福永龍繁、東京都23区における孤独死統計（15～19年）、によれば在宅での異常死は男性が女性の2倍である。

る。ずっとアパートの人が 53 名いた。収入は、生活保護 65.8%、生活保護と年金が 20.1%で、計画的な支出によりそれなりに安定した生活を送ることができると考えられる。

心身の状況については、現在まったく疾病はない人が 29.7%、循環器系が 36.4%など、循環器系疾患や糖尿病等の慢性疾患が多く、生活習慣が影響する疾病である。認知機能の程度と寝たきりの程度のどちらも自立の人は 76.6%、「自立」以外が 19.1%であった。割合は少ないが、アルコール依存症や認知症の診断を受けている者や気分障害なども含まれる。

身内及び社会関係では、近親者とのかわりのある人は、21%、ない人は 77%であった。ソーシャルサポートの授受において、職員を除く他者とのかわりでは、困った時の金銭の授受や病気の際の身の回りの世話、生き方や将来への考えなどでのサポートの授受の割合は低く、わからないことがあるときの教えあいの授受、何か心配事や悩み事があったときの相談の授受、気を配ったり思いやりの授受、元気づけてあげる、もらう場合の授受、寂しくなった時に、話し相手をする、してもらう、会うと心が落ちつき安心できる人の有無、外出時に付き添ってあげる、もらう人の有無についての項目では、してくれる人が「いる」との回答が 60%を超えた。しかし、してあげる人が「いる」については 50%を下回った。

制度外の支援の状況では、スタッフに相談したり支援を受けている内容は、食生活に関する項目と制度の活用に関連することが多かった。必要な書類の理解や記入の支援、危険な事が起きた時に対応することや医療や福祉制度を利用する場合、権利擁護に関する制度を活用する時の支援については結婚歴の有無に関係なく多かった。しかし、未婚者は受ける割合が有意に高かった。直接的な食事介助や排泄介助などはごく少数であった。

将来については、今後暮らしたい場所で最も多かったのが地域のアパートであった。また、地域のアパートで暮らしたいが、見守りや相談助言、家事等の生活支援を期待して高齢者専用賃貸アパート等を希望する人も少数ながらいた。今後したいことでは趣味を見つめるが最も多く、次いで仕事やボランティアを希望する人も多い。社会的役割や趣味や旅行、ペットを飼うなど、生活に生きがいや潤いを求めていると考えられる。

次にインタビュー調査では、男性 23 名、女性 3 名であった。年齢は最年少 60 歳、最高齢 85 歳平均年齢は 68.5 歳であった。学歴は、中学校卒業（以下中卒）10 人、高等学校中退 1 名、高等学校卒業（以下高卒）11 名、大学中退 2 名、大学卒業（以下大卒）2 名であった。女性は高卒 2 名大卒 1 名であった。

職歴や生活歴の特徴では、26 名中最初の職業が非正規であったものが 16 名 61.5%であり、中学卒業者（高校中退含）11 名全員が非

正規労働者であった。高校卒業者（大学中退 2 名含）13 名中家事手伝いを含め 3 名 23.1%であった。大卒 2 名のうち 1 名は、翻訳やコピーライターとしての自由業であった。中学校卒で最初の職業が非正規でその後製鉄所や建築会社などで正規雇用期間が有るものは 3 名である。

所得状況の特徴では、生活保護のみが 17 名、生活保護と年金が 6 名、年金のみが 2 名、年金と就労 1 名であった。最初の職が非正規雇用であった者はその後も非正規であり、最初の職業が正規雇用者は不十分ではあっても年金を受給し、不足分を生活保護で補っている。

心身の状況では、現在疾病のないものが 2 名と病院に行かないのでわからない者 1 名、検査中 1 名で、14 名は生活習慣に起因する疾病であった。

現在の住まいはアパート 12 名、無料低額宿泊所 12 名、無届有料老人ホーム 2 名であった。

孤立の要因として、家族関係、共同体からの離脱のプロセスをみると、出身地がある都道府県で暮らすものは 10 人いたが、生まれ育った市町村で暮らしている人は 1 人もいない。親は全員物故者であった。きょうだいは、一人子 1 名、2 人きょうだい 5 人、3 人きょうだい 4 人、4 人以上が 13 人であるが、現在、いとこを含めて身内と交流のあるものは 10 人 4 割弱にとどまった。

家族形成と破綻の要因として、家族形成の出発点となる婚姻状況をみると、事実婚 3 名を含み結婚歴のあるものは、19 人、死別が 4 割弱、離婚が 7 割強であった。10 人に子供がおり、孫のいる者は 3 人、子供と交流のあるものは 3 人で内女性 2 名で、男性の場合は子供がいても現在交流がある人は 1 名に止まっている。26 人全体でみると未婚者は 7 人 3 割弱で、単純な比較はできないが、平成 22 年度の国勢調査の結果を見ると、60 歳以上の人で、生涯未婚の人は 60 歳以上であれば 5%程度である。このことから、そもそも家族形成をしなかった人が 4 人に 1 人いる。

生涯未婚者の特徴では、職歴は、最初の雇用形態が大学中退者 1 名を除き非正規雇用が 5 名、7 人中 6 名はいずれも転職や同じ職種であっても雇用先の変更が多く、1 名を除き住所も転々としている。

高齢期の貧困要因

以上から高齢期に低所得で単身世帯になり身内との交流も希薄になった要因について分析した³⁾ところ、ア. 幼少期も貧困家庭はである。イ. 最初の職業において非正規雇用であった。また、ウ. その後の職業のうち最長職でも非正規であり、職業を転々としていた。エ. 婚姻の不安定では、離別・死別・

3) 山田知子, 都市高齢者層の貧困・生活問題の創出過程 - 社会的周縁化の位相 -, 学術出版社, 2010 年 218 頁

未婚が全員あった。オ・子供や親族との交流がない。ちなみに女性は全員交流がある。カ・住所が転々と変わっている。キ・現在病気がなく健康な人は3名と少なく、何らかの疾病や後遺症を抱えている。ク・転職を繰り返しているため、高齢期の所得の中心を占める年金の受給権がない、もしくはあっても不十分である。といった要因が抽出された。そしてそれらの要因が重複していることが見て取れる。

60歳以上の年齢層の一般的な雇用形態は終身雇用者が多数を占めている。また、この年齢層の人たちは、生涯未婚者の割合は極めて低い年代であり、離婚率もそれほど高い年齢層ではない。また、転職を除くと通常は、居住環境の大幅な変化は少ないと考えられるが、調査対象者では出生地を離れ、住所を転々と移している。

女性の場合は、生活が大きく変化する要因である結婚や離婚を契機に低所得に陥り高齢期における貧困の要因になっており、一般的な女性の貧困へのプロセスと大差はない。

社会参加・近隣関係性の構築

友人との交流がある人は半数強で、昔の友人とは連絡を取らず、自分から避けていると答えた人が2人いた。近所付き合いでは、顔を合わせると挨拶をする程度の人7人、声を掛け合ったり立ち話をしたり声を掛け合ったりする人は7人、まったく話も挨拶もしない人は2人であった。

町内会は、入居している無料低額宿泊所やマンションのオーナーは加入しているが、個人では入っていない。町内の清掃活動や夏祭りに参加しているのは5人、現在の住まいに移る前にアパートでは参加していた人が2人、町内会活動を希望している人も2人いる。

困った時や緊急時に頼る人については、全員が「いる」と答えているが、支援団体の職員が圧倒的に多いがアパートで暮している人々は、アパートの管理人の名前も挙げていない。

一方、女性は生活状況の変化があっても、子どもや親族との交流が復活している人や新たな人間関係を構築できており、社会的孤立状態ではなかった。

就労形態、婚姻関係、居住の安定的な確保は、人生における生活上の安定をもたらす大きな要因であるが、調査対象者では、この3つの要件のベースに幼少時の貧困、就労の選択肢を狭める低学歴の要因も見逃せない。

(2) 韓国調査

韓国は日本よりも高齢化率は低いが、2008年7月に介護保険制度（老人長期療養保険制度）が施行されたが、韓国では、日本では取り組んでいない単身の要援護状態にある低所得高齢者への支援が実施されている。

韓国は居住福祉の先進国である。低所得者の居住権保障の住民運動によるところが大きく、自主的な活動が生まれやすい土壌があ

ると考えられる。その結果、具体的な政策や実践をしていると評価している者もいる⁴⁾。今回は、キリスト教等の宗教やNPO法人による支援、社会的企業による支援システム、総合福祉館による住民ニーズの掘り起こしと多様な支援の展開、の3つに着目した。

調査対象は、大韓民国ソウル市およびソウル市近郊の機関、団体の長、管理的職員、直接支援している職員、支援を受けている利用者である。調査期間は、2013年2月25日～28日である。

ソウル市にあるA施設（NPO団体）の責任者（女性・40代前半）へのインタビュー調査ではA施設の主な活動として、地域住民の交流の場（韓国語で「サランバン」という）を提供している。サランバンとは敬老堂と違い、幼稚園児などの子どもから高齢者までの誰もが交流できる場所であるが、主に高齢者が利用している。利用者は約50名で、年齢は70代～90代である。利用者の約9割は女性で、男性はほとんど利用していない。

企画しているプログラムは、美容サービス（パーマメント）、漢方薬の無料提供、マッサージ施術、韓国語教室、認知症予防のための絵画教室や歌謡教室、利用者の日常生活の困り事の相談、利用者宅の訪問、電話による相談など相談援助も行っている。時には利用者に食事を届けたり、利用者宅の清掃なども行っている。プログラムを提供するスタッフは、すべてボランティアである。A施設の責任者はフルタイム勤務しているが、雇用形態は非正規職員であり、常駐しているスタッフは、責任者のみである。

韓国でも最近、孤立死が社会問題となりつつある。孤立死を予防するためには、まずは社会的孤立を予防することが重要であり、地域の高齢者が気軽に立ち寄り、日常の相談事ができ、人との繋がりを作ることができるA施設の存在は大きい。

A施設は、公的な財政支援を受けていないことで、運営体制が非常に脆弱という課題があるが、その一方で、何の規制を受けることなく自由な活動ができるメリットもある。

韓国の社会的企業育成法は2006年12月に制定され、2007年7月に施行された。同法による社会的企業（Social Enterprise）とは、「脆弱階層に社会サービスまたは仕事を提供し、地域社会に貢献することにより、地域住民の生活の質を高める等の社会的目的を追求しながら、財貨及びサービスの生産・販売等の営業活動をする企業」と定義されている（第2条）。つまり、社会的企業の大きな目的は、低所得者への就労支援（仕事場づくり）と、社会的サービスの提供である。脆弱階層の定義とは「自分に必要な社会サービスを市場価格で購入するのに困難があったり、労働市場の通常の条件で就職が特に困難

4) 全泓奎，韓国・居住貧困との戦い：居住福祉の実践を歩く，東信堂，2012

な階層」である。国による社会的企業への支援内容は充実している。社会的企業にとって3年間の人件費補助は魅力的であるが、補助に頼りすぎて、補助期間終了と同時に、倒産する団体もある。初期支援だけでなく継続支援が課題である。また、介護職員の確保が難しいなかで、Bケアセンターのように社会的企業が介護サービスを提供し、低所得者の自立支援を行う社会的役割は大きい。しかし、他の就労よりも社会的企業の従事者の給与が安い現状は今後の課題である。

総合社会福祉館は、韓国の地域福祉の重要拠点の1つである。保健福祉部「社会福祉館設置運営規定」(第2条)によると、社会福祉館とは「地域社会内で一定の施設と専門家を備え地域社会の人的・物的資源を動員し、地域社会問題を解決、住民の福祉ニーズを充足する総合的に社会福祉事業を遂行する社会福祉機関」である。総合社会福祉館は、「総合」という名が示すように、高齢者・児童・障害者の各領域の多様なサービスメニューが1カ所で提供されている。そのため、多問題ゆえの複合的なニーズを抱える個人や家族への支援がしやすいと言える。

C総合社会福祉館は、「分け合い」や「支え合い」、「誰でも来られる場所になる」ことをミッションとしている。主な事業内容は、社会福祉事業法第22条「社会福祉館の運営基準」に基づき、「家族福祉事業」、「地域社会保護事業」、「地域社会組織事業」、「教育・文化事業」、「自活事業」である。事業内容は、所在地、地域の特性などを考慮して事業を行う裁量権が担保されている。

(3) まとめ

国内(量的・質的)調査から

支援団体の活動は多岐にわたり、相談助言、見守り、家事や介護の直接的な支援、他機関とのネットワーク機能など、多様な支援を行っており、加えて仲間づくり、地域での受け皿づくりなどに取り組んでいた。

身体的、精神的な側面は概ね自立している人たちでも、生活基盤を整えるために所得の確保や住居の確保、制度の活用のための援助が必要である。また、生涯未婚者や離婚により単身生活が長期に亘る人たちは、栄養のバランスの取れた食事や住まいの維持、衣生活管理、計画的な金銭の管理などの生活の切り盛りへの支援、さらに、社会参加や生活を豊かにすることへの機会の提供などが求められる。これらの支援をすることで、健康寿命を延ばし介護予防の効果が大きいと考えられる。

また、孤立感を抱かせないことの重要性は、インタビューに応じた人たちが、「何かあったら職員が来てくれる」と回答していることから、「支援団体とつながっている」安心感が、現在の精神的な安定につながっていると推測される。

地域に包摂されるためには、地域に点在し

てアパートに入居している人の方が、活動への参加や近隣の人たちと顔を合わせる機会が多いといえる。アパートの1室、一戸建ての家での共同生活の場合、近隣の人との関係づくりのきっかけになる挨拶の機会が多く、清掃活動や祭りへの参加につながりやすいと考えられる。このことは、1棟全部といった規模ではなく、地域に点在する空き家やマンション内の空き室の活用を家主はもとより側面からの支援として地方自治体に働きかけを期待したい。

韓国調査から

わが国では、韓国の総合社会福祉館と同種の事業としては隣保館がある。隣保館は現在も地域の中で重要な機能を果たしているが、総合社会福祉館のような機能を持ち合わせていないところが多い。日本にも大規模な団地群や集合住宅を抱えるニュータウンも多く、社会福祉に関する総合的な支援を行う機関が近隣に存在することは地域住民にとって利便性が高い。また、支援者側にとっても複合的なニーズに対して、同じ建物内で提供できるサービスが存在する方が連携・協力しやすいと言える。さらに、C総合社会福祉館のように、地域に誰もが集える場所があることは、社会的孤立の予防にも繋がる。そこでは食事の提供も行われている。配食サービスよりも会食する機会を多くすることが孤立を防ぎ介護予防の効果を上げている。また、食事を作る人が以前は支援を受けていた側という場合もある。

高齢期の貧困と孤立の要因

高齢期の貧困と孤立に至る3要件は、人生において充足されるべき必要条件である。所得保障による安心の確保、家庭を持つことでの所属の欲求の充足、職業人生における満足は、承認や自己実現の重要な要素であり、孤立の状況とは、人間の基本的な欲求が充足できていないことが特徴として明らかとなった。本研究で得られた知見は、もとより普遍化はできないが、現在の若者の非正規雇用者の増加と固定化、晩婚化、生涯未婚者の増加がもたらす今後の課題としてもっと議論されてよい。

今後、我が国では要支援の介護予防給付を自治体の地域支援事業とし、それを担うのは、NPOやボランティアという方向性を出している。インタビュー調査でADLは概ね自立しているがIADL(手段的日常生活動作)への支援が必要な人や見守りや相談助言のレベルの中に、MCIと思われる人が2・3名含まれていた。これらの人を把握できるかどうか、重要なカギとなる。ボランティアと専門職の効果的な協働のあり方については本研究の残された課題としたい。

今回調査協力を得た団体の職員の中には元ホームレスの人もいた。支援の受け手が支援者となり、就労自立とよき支援者としての活躍が期待できる。我が国の大きな課題である単身の要援護状態にある低所得高齢者へ

の支援のあり方の一つの解を導くヒントになり得ると考える。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 2 件)

原田由美子、綾部貴子、新井康友、低所得独り暮らし要援護高齢者が地域で生活するために必要な支援とは、介護福祉研究 Vol.15 No1、2015、pp. 22 - 27

原田由美子、高齢者介護サービス供給システムの変遷と今日的課題、京都女子大学生活福祉学科紀要 Vol.11 2015、pp. 29 - 34

[学会発表] (計 13 件)

原田由美子、綾部貴子、新井康友、都市部における単身の要援護状態にある低所得高齢者の生活状況や生活歴の特徴 日本社会福祉学会第 62 回大会 2014 年 11 月 日本社会事業大学

原田由美子、綾部貴子、新井康友、都市の単身の低所得高齢者が地域で生活を継続するための支援 日本在宅ケア学会第 19 回学術集会 2014 年 11 月 九州大学
原田由美子、綾部貴子、新井康友、都市の低所得の単身高齢者が必要とする支援とは - 支援団体の職員が提供している職員による支援委注目して - 日本介護福祉学会第 22 回大会 2014 年 10 月

原田由美子、綾部貴子、新井康友 大都市における低所得の単身高齢者への自立支援に向けた相談援助の実情 日本ケアマネジメント学会第 13 回研究大会 2014 年 7 月

原田由美子、綾部貴子、新井康友 都市部の身寄りのない低所得高齢者の基本属性と支援内容からみた特徴 日本老年社会科学会第 56 回大会 2014 年 6 月 岐阜市

ありむら潜、小林真、織田隆之、新井康友、稲本悦三、全泓奎 釜ヶ崎のまち再生フォーラム 都市の生活困窮高齢者支援の最前線 - 韓国ソウル市、大阪西成区の取り組みから 2013 年 11 月 16 日 大阪市立大学都市研究プラザ西成プラザ
水内俊雄、奥田知志、立岡学、佐久間裕章、織田隆之、原田由美子 京都女子大学公開講座 都市の高齢困窮者支援の最前線 2013 年 10 月 26 日 京都女子大学 J 校舎

原田由美子、綾部貴子、新井康友 低所得の独り暮らし高齢者が都市部の地域社会で生活するために必要な制度やサービスとは 第 21 回日本介護福祉学会大会 2013 年 10 月 熊本学園大学

原田由美子、綾部貴子、新井康友 大都市の単身の要援護状態にある低所得の高齢者の実情 - 基本属性からみた特徴 - 日本社会福祉学会第 61 回大会 2013 年 9 月 北翔学園大学

綾部貴子、原田由美子、新井康友 大都

市における単身の要援護状態にある低所得高齢者の実態 - インフォーマル資源とのかかわりの現状に焦点をあてて - 日本社会福祉学会第 61 回大会 2013 年 9 月 北翔学園大学

綾部貴子、原田由美子、新井康友、襄考承 韓国都市部における単身の要援護状態にある低所得高齢者への支援の現状 (3) 日本ケアマネジメント学会第 12 回研究大会 2013 年 6 月 大阪市

原田由美子、新井康友、綾部貴子 韓国都市部における単身の要援護状態にある低所得高齢者への支援の現状 (2) 日本ケアマネジメント学会第 12 回研究大会 2013 年 6 月 大阪市

新井康友、原田由美子、綾部貴子 韓国都市部における単身の要援護状態にある低所得高齢者への支援の現状 (1) 日本ケアマネジメント学会第 12 回研究大会 2013 年 6 月 大阪市

[図書] (1 件、予定 1 件)

新井康友・原田由美子編著他 13 名、関西学院大学出版会、超高齢社会における高齢者介護支援、2015、231

原田由美子、大学教育出版会、地域包括ケアにおける介護の役割(仮題)、2015、12 月、198(予定)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

原田由美子 (Harada, Yumiko)
京都女子大学・家政学部
研究者番号: 60342292

(2) 研究分担者

新井 康友 (Arai, Yasutomo)
中部学院大学・人間福祉学部
研究者番号: 80369701
難波 利光 (Nanba, Toshimitsu)
下関市立大学・経済学部
研究者番号: 10382798

(3) 連携研究者

綾部 貴子 (Ayabe, Takako)
梅花女子大学・看護保健学部
研究者番号: 90331727

(4) 研究協力者

稲本 悦三 (Etsuzou, Inamoto)
東洋大学非常勤講師
イム・ジョンギ (Im, Jongi)
龍仁大学教授
織田 隆之 (Orita, Takayuki)
釜ヶ崎フォーラム代表理事